

「彦根市立児童館条例」の廃止(案)について 市民の皆さんからのご意見を募集します

長年にわたり地域で親しまれてきた東山児童館について、施設の老朽化や利用者減少、本市の厳しい財政状況などを踏まえ、児童館としての機能を廃止することを検討しています。

あわせて、同児童館内で実施している地域子育て支援センター「チャチャチャひろば」については、市内北部で、冷暖房など設備の整った、より安全で快適な環境への移転・継続に向けて、調整を進めています。

さらに、市民説明会などでいただいたご意見を踏まえて検討を進めており、より幅広い声をお聞きするため、「彦根市立児童館条例」の廃止および地域子育て支援センターの移転、児童館機能廃止後の施設活用についてご意見を募集します。

○案件名

「彦根市立児童館条例」の廃止(案)

○募集期間

令和7年9月1日(月)～令和7年9月30日(火)

○ご覧いただく資料

「彦根市立児童館条例」

「市民交流センター・東山児童館のあり方に関する説明および意見交換会 議事要旨」

※文書閲覧は、彦根市役所情報公開コーナーおよび福祉センター(子ども・若者課)、稲枝支所、各出張所で閲覧できます。また、彦根市ホームページでも閲覧できます。

(ただし、閲覧時間は市の執務時間内に限ります。)

○意見等を提出できる方

市内に在住・在勤・在学する方、市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体

○意見等の提出方法

別紙意見提出様式にご意見を記入いただき、直接持ち込み、郵送、ファクシミリ、電子メールで、彦根市こども家庭部こども若者支援課 まで提出してください。

※電話での受付はいたしません。

- ①郵送 (〒522-0041 彦根市平田町 670 番地 彦根市こども家庭部こども若者支援課あて)
- ②Eメール (メールアドレス kowaka@ma.city.hikone.shiga.jp)
- ③FAX (0749-26-1768 彦根市こども家庭部こども若者支援課あて)

※いただいたご意見等は、意見に対する市の考え方とともに整理した上で、彦根市ホームページ等で公表します。お寄せいただいたご意見に対して個別に回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

【お問い合わせ】

〒522-0041 彦根市平田町 670 番地

彦根市こども家庭部こども若者支援課 担当:東郷・幾世

(電話:0749-49-2251) (FAX:0749-26-1768)

※平日の午前9時00分から午後4時45分まで